

# 商品概要説明書

## 出資予約貯金

(2019年10月1日現在)

|   |   |
|---|---|
| 商品名   | ・出資予約貯金   |
| ご利用いただける方   | ・組合員  |
| 期間  | ・期間の定めはありません。   |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                                  | ・随時預け入れできます。<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 払戻方法  | ・出資払込に限り払い戻しできます。   |
| 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br><br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の入手方法 | ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。<br>・毎年6月と12月の当JA所定の日に支払います。<br>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。<br>・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。<br>※2037年12月31日までの適用となります。<br>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。  |
| 手数料   | —   |
| 付加できる特約事項   | ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。  |
| 貯金保険制度<br>(公的制度)  | ・ <b>保護対象</b><br>当貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。   |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容  | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:076-274-1462)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。<br>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br>なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。<br>金沢弁護士会(電話:076-221-0242) |
| その他参考となる事項  | ・当JAから脱退する場合、または災害その他の事由で当JAがやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。<br>・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月27日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。   |

詳しくは窓口にお問い合わせください。